

1 これまでの取組み

本市では、建設リサイクルに係る法整備や国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画」をうけて、平成16年(2004)に「川崎市建設リサイクル推進計画」を策定するとともに、「川崎市建設リサイクルガイドライン」、「川崎市建設副産物取扱要綱」、「川崎市建設副産物取扱要領」、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」を制定した。さらに、川崎市建設副産物対策委員会を設置するなど庁内関係機関が連携協力し、建設リサイクルを推進してきた。

これらの建設リサイクル関連施策に基づく取組みを継続してきた結果、市発注工事における建設副産物の再資源化・縮減率は、平成初期(1990年代)は60%程度だったが、令和2年度(2020)は99%まで上昇し、着実に成果を上げている。

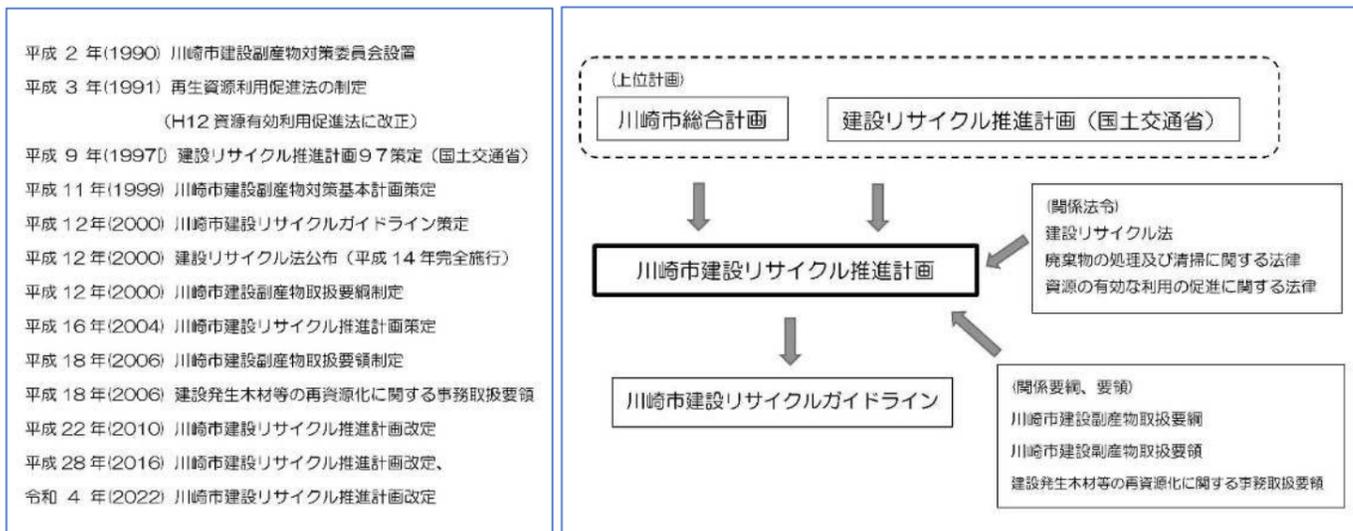


図1. 建設リサイクル推進計画など取組状況

図2. 建設リサイクル推進計画の位置づけ

2 計画策定の目的と対象

本計画は、市が発注する公共工事(受託工事を含む)における建設副産物の基本的な考え方や目標、取り組むべき施策等を取りまとめ、リサイクルを推進することにより、今後、資源の枯渇が予想される中でカーボンニュートラル、循環型社会の形成及び公共事業の円滑な推進を目指すために策定するものである。

また、民間工事においても、市の活動や窓口対応等により、建設リサイクルが推進されるよう働きかけを行う。

3 建設リサイクルの現状と課題

市発注工事を対象に毎年実施している「川崎市建設副産物実態調査」によると、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化・縮減率は高い率で推移し、建設発生木材及び建設汚泥の再資源化・縮減率は上昇傾向にある。そのため、建設副産物全体における再資源化・縮減率は上昇し、令和2年度(2020)は99.0%まで上昇している。

一方、市発注工事の再生砕石の利用率は上昇してきているが、本市に登録している指定工場(再資源化施設)では、再生砕石が滞留して対応に苦慮しており、滞留が顕在化している。

4 建設リサイクルの目指すべき方向性

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等【短期～中期】

近年の市発注工事における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は高い率となっている。引き続き、高い再資源化・縮減率などを維持するための取組みを行う。

コンクリート塊を再生処理した再生砕石について、近年、再資源化施設において滞留してきており、再生砕石の利用に関する対策が必要である。

(2) 社会資本の戦略的な維持管理【中期～長期】

高度経済成長期に整備された社会資本が老朽化し、本格的な維持管理・更新の時代に突入する。良質な社会資本の長寿命化を図り、更新時期を延ばすことは、建設副産物の発生そのものの抑制となるため、中長期的な観点を持ちつつ、新たな視点も必要である。

5 計画の目標

(1) 計画期間と目標設定

これまでの、計画期間を概ね5年間として建設リサイクルの施策を実施してきたが、建設リサイクルが維持・安定期に入ってきていることから、本計画は最大10年間を計画として策定する。また、目標設定は2026年度(令和8年度)を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進する。

2026年度までの5年間に実施する川崎市建設副産物実態調査結果等の状況からフォローアップを実施し、見直す必要がある場合には、次期推進計画を策定する。

(2) 達成基準値

建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、これまでの「目標値」にかえて「達成基準値」を設け、再資源化率等の維持を目指す。また、再生砕石についても、新たに達成基準値を設定する。

表. 本計画の達成基準値

品目	指標	令和2年度(2020)実績値	前計画目標(2019)	令和8年度(2026)達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100%	99%以上	100%
コンクリート塊	再資源化率	100%	99%以上	100%
建設発生木材	再資源化・縮減率	99.3%	95%以上	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	99.3%	82%以上	99%以上
建設混合廃棄物	排出率	0.9%	4.0%以下	1.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	99.0%	96%以上	99%以上
建設発生土	有効利用率	100%	80%以上	100%
再生砕石	再生砕石利用率	97.3%	-	98%以上
(参考値)				
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	83.2%	75%以上%	-

6 重点的に取り組むべき施策

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等

建設副産物実態調査実施によるフォローアップ及びリサイクル阻害要因の把握を行う。

リサイクル阻害要因が生じた工事については、「リサイクル阻害要因説明書」を活用し、リサイクルの今後の方向性について検討する。

(2) 再生砕石の利用促進

再生砕石の利用促進・用途拡大を図るため、利用状況を把握しながら、地域の状況を踏まえ、再生砕石の利用を徹底し、拡大を推進する。

(3) 建設発生土の工事間利用促進と適正処理

建設発生土については、市発注工事では適正処理が行われているが、市発注工事ではない一部の工事では不適正処理が行われているケースもあり、より一層の有効利用を図る。

(4) 社会資本の戦略的な維持の推進

維持管理・更新時代の到来等を踏まえ、良質な社会資本を最適にメンテナンスし、中長期的な観点から建設副産物の発生抑制に取り組む。